

## 公益財団法人愛知県農業振興基金 農地中間管理事業農用地利用配分計画作成要領

- 第1 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条による、農用地利用配分計画の作成は、法、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号。以下「規則」という。）、及び公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程の定めのほか、この要領の定めによるものとする。
- 第2 農用地利用配分計画の案（以下「計画案」という。）の作成を、市町村に依頼するものとする。
- 第3 計画案については、依頼を受けた日から、概ね2か月以内に提出させるものとする。
- 第4 利害関係者を含めない第三者委員会として、基金内に設置する農地集積推進委員会は、市町村から意見を求められた場合には、計画案の策定について必要な助言を行う。
- 第5 計画案に定める賃借権の設定等を受ける予定の者に同意を得なければならない。同意の方法は、計画案の各筆明細下欄に押印を受けるものとする。同意の徴収は、愛知県知事（以下「知事」という。）の承認を受けて、市町村又は農業関係団体に委託することができるものとする。
- 第6 提出された計画案について、下記の事項について確認をしたうえで、農用地利用配分計画を決定し、法第18条第1項の規定により知事に認可の申請を行うものとする。
- （1）法第18条第4項の各号の規定への該当性
  - （2）当該市町村の人・農地プランとの整合性
  - （3）借賃の水準の妥当性
- 第7 計画案について修正すべき事項がある場合は、当該市町村と協議の上、修正するものとする。
- また修正すべき事項が多大な場合は、再提出を求めることができるものとする。

第 8 第 6 の認可の申請には、規則第 1 1 条第 2 項に規定する書類を添付することとする。

第 9 第 8 の書類は、知事の承認を受けて、市町村又は農業関係団体に作成、徴収を委託することができるものとする。

第 1 0 申請した農用地利用配分計画について、知事に修正を求められた場合は、必要な修正を加えたうえ、再提出しなければならない。

第 1 1 法第 1 8 条第 3 項の規定による縦覧公告した場合において、利害関係人から当該農用地利用配分計画について、知事に意見書が提出された場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要に応じて、市町村その他の関係者の意見を求め、知事に報告するものとする。

これにより、当該農用地利用配分計画を修正する必要がある場合は、修正を加えたうえ、再提出しなければならない。

第 1 2 第 1 0、第 1 1 により農用地利用配分計画を再提出する場合、修正箇所に該当する賃借権の設定等を受ける予定の者に、同意を得なければならない。

第 1 3 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領の変更は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(第 5 条、第 1 2 条の同意方法の変更)

附 則

1 この要領の変更は、平成 3 0 年 3 月 1 日から施行する。  
(第 8 条の農地利用図の添付の廃止)